平成２９年（フ）第３９２８号
大阪市淀川区加島３丁目15番21号
破産者　山田　良太
1　破産債権の届出期間　平成30年６月12日まで
2　一般調査期日　平成30年７月12日午後２時
平成30年５月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０７号
京都府長岡京市開田２丁目14番33号　ＧＥＯ　ＲＧＥ　ＢＥＳＴ　305
破産者　辻村のぞみ
1　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
2　一般調査期日　平成30年８月１日午前11時45分
平成30年５月11日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第８００号
東京都中央区八重洲１丁目８番12号
破産者　上毛森林都市株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
2　一般調査期日　平成30年７月９日午後１時30分
平成30年５月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１４９号
堺市美原区今井190番地２
破産者　和歌山共和水産株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
2　一般調査期日　平成30年７月26日午後１時30分
平成30年５月10日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５００２号
堺市南区新檜尾台２丁２番１―107号、前住所大阪府和泉市光明台２丁目29番２号
破産者　秋山　義信
1　破産債権の届出期間　平成30年７月５日まで
2　一般調査期日　平成30年８月30日午後２時30分
平成30年５月11日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２９年（フ）第３３０８号
大阪市都島区中野町５丁目14番４―405号、開始決定時大阪市鶴見区鶴見３丁目12番10―304号
破産者　芝軒　　隆
1　期日　平成30年６月14日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年５月10日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第５６号
山口県周南市野村３丁目１番24号
破産者　株式会社ナイン
異議申述期間　平成30年６月22日まで
平成30年５月11日　山口地方裁判所周南支部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第２０３６号
東京都中央区日本橋２丁目１番14号日本橋加藤ビルディング６階
清算株式会社　株式会社ＡＢＣ商会
代表清算人　川戸　　学
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成３０年（ヒ）第３００９号
大阪府堺市堺区匠町17番地11
清算株式会社　大和化成株式会社
代表清算人　澤田　明文
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
2　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙記載の各協定債権額に応じて按分弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切捨てて弁済額を計算する。）。
3　前項の弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、当該口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
4　各協定債権者は、第２項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権に対する利息、損害金の一切を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
5　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙記載の各協定債権額の割合に応じて按分弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切捨てて弁済額を計算する。）。この場合においては、第３項に定める方法により弁済を行うものとし、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定

平成２９年（再）第１９号
大阪府柏原市太平寺２丁目16番23号ハイグレイス107号（主たる営業所の所在地大阪市北区西天満６丁目７番４号大阪弁護士ビル201）
再生債務者　鈴木　興治
1　決議に付する計画案　平成30年４月23日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成30年６月15日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成30年６月１日
平成30年５月９日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２９年（再）第３４号
北海道札幌市白石区東札幌三条５丁目３番24号
再生債務者　株式会社ｎｅｉｘ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年５月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第１号
新潟県三条市須頃３丁目161番地
再生債務者　株式会社ギャラリィ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年５月10日　新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（再）第２号
新潟県燕市佐渡5313番地
再生債務者　株式会社ケースペック
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年５月10日　新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（再）第３号
新潟県三条市須頃３丁目161番地
再生債務者　株式会社ジーピースポーツ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年５月10日　新潟地方裁判所三条支部

再生手続終結

平成２６年（再）第３８号
埼玉県春日部市大場991番地
再生債務者　武蔵産業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成30年５月８日
東京地方裁判所民事第20部